

第4節 早期是正措置の概要及び運用

I 早期是正措置の趣旨

平成10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、監督当局が自己資本比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、金融機関の経営の早期是正を促していこうとする行政手法である（資料9-4-1参照）。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること。
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること。
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながる。

などが期待される。

II 発動基準（資料9-4-2参照）

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、資本勘定（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。自己資本比率には、

- ① 充実した自己資本は、金融機関の抱えるリスクのバッファーになり破綻に陥る危険度を減らし、
- ② 自己資本の提供者による金融機関の行動の監視が期待できる、
- ③ 金融機関の様々な行動のいわば最終勘定尻を示すものなので、この指標を重視しても個別の行動についての金融機関の経営判断に介入することにはならない、

といった利点があり、市場規律のもとでの金融機関の自己規正の基準としてふさわしいものである。

自己資本比率はこうした観点から国際的にも重要視されているところであり、我が国においても、金融機関の健全性の尺度として自己資本比率を重視しているのは

このような理由による。

$$\text{(注) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (資本金等)}}{\text{リスクアセット (資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額)}}$$

【時価会計の導入に伴う自己資本比率の計算方法の見直し (資料9-4-3)】

これまで低価法又は原価法で評価されていた「その他有価証券」(注1)に平成12年4月から時価評価が適用されるにあたり(注2)、その評価差額(評価損益)の自己資本比率規制上の取扱い等について以下のとおり関係告示等の改正を行ったところである。

- ① 「その他有価証券」の評価益については、その45%をTier IIに算入する、
- ② 同じく評価損については、税効果調整後の全額を、Tier Iから控除する、
(但し、国内基準適用行については、現行基準との整合性等との観点から、評価益については、自己資本に算入しない)

- (注) 1. 有価証券のうち、売買目的有価証券、満期保有債券、関係会社株式以外のもの。
2. 平成13年4月以後開始する事業年度から義務適用。平成12年4月以後開始する事業年度から適用することも可。

Ⅲ 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、平成10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている(資料9-4-4参照)。

また、平成10年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

	自己資本比率		措 置 の 内 容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満	4%未満	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出・実施命令
第2区分	4%未満	2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実施、配当・役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分 の2	2%未満	1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

IV 発動実績

早期是正措置導入後、平成13年5月末までの早期是正措置に基づく是正命令の発動実績は次のとおりである。

- ① 銀行 : 7件
- ② 信用金庫 : 14件
- ③ 労働金庫 : 0件
- ④ 信用組合 : 48件
- ⑤ 系統金融機関 : 2件

（注）労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関（対象機関：農林中金、信農連46機関、信漁連33機関）については、農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。